

野外焼却の禁止

野外焼却は、廃棄物処理法により禁止されています。
違反した場合は罰則も規定されています（5年以下の懲役、1000万円以下の罰金）。

また、野外焼却の未遂や、野外焼却を行う目的で廃棄物の収集又は運搬をした者にも罰則が適用されます。

ご協力をお願いします。



【例外規定】

廃棄物の野外焼却は原則全面禁止ですが、政令で例外的に認められるものもあります。

その場合でも、煙・におい等により近所へ迷惑がかかるなど、生活環境に影響を与えるものについては、処理基準違反として指導・処罰の対象になります。

1	法令に基づく焼却	伝染病家畜、松くい虫被害伐木の焼却等
2	国や地方公共団体が施設管理を行うために必要な焼却	河川敷の草焼き、道路側の草焼き
3	震災等の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
4	風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却	しめ縄、門松等を焚く行事、どんと焼き
5	農業、林業または漁業を営むためにやむを得ない焼却	焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、漁網にかかったゴミの焼却
6	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる程度の軽微な焼却	落ち葉焚き、キャンプファイヤー

根拠法令…廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二第三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十四条

【周囲への配慮を】

上記例外規定による焼却については、「近所に迷惑がかかるなど、生活環境に影響を与えるものについては、処理基準違反」となります。

周辺地域の住民に迷惑をかけないためにも、以下の点に注意し十分な配慮をしましょう

- ・事前に消防署や周辺住民に周知する
- ・小分けして、風のない日に燃やす
- ・道路や住宅地から離れた場所で燃やす
- ・万が一に備えて、必ず消火の準備をしておく
- ・焼却中は、決してその場を離れないようにする
- ・夜間には行わず、日中に焼却を終えるようにする

